

土砂災害防止法に基づく基礎調査(2巡目)の実施のお知らせ

■土砂災害防止法について

土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命および身体を保護するため、これまでの工事による対策施設整備に加え、土砂災害のおそれのある土地の区域を明らかにし、住民の皆様方へ危険の周知や警戒避難体制の整備を図るとともに、新たな開発行為の制限や構造物の構造規制などを行い、対策施設整備によらない対策の推進を目的として平成13年4月1日に施行されました。

■現在の区域指定状況

神奈川県では、土砂災害防止法の対象となる「急傾斜地の崩壊」、「土石流」、「地すべり」3つの土砂災害について、土砂災害警戒区域等の区域指定が完了し、市町では、警戒避難体制の整備を進めているところです。

■土砂災害防止法に基づく基礎調査(2巡目)について

土砂災害防止法では、おおむね5年ごとに現地調査等(基礎調査)を行い、地形や土地利用等の変化があった場合は、土砂災害警戒区域等の区域指定に反映させることになっているため、このたび「急傾斜地の崩壊」について、2巡目の基礎調査により地形等の変化を調査いたします。

■調査期間

令和4年9月下旬から令和5年3月中旬まで
9:00~17:30(土日祝日を除く)

■発注者

神奈川県県西土木事務所 河川砂防第二課
電話番号 0465-83-5111 内線 684
担当者 小綿、長崎

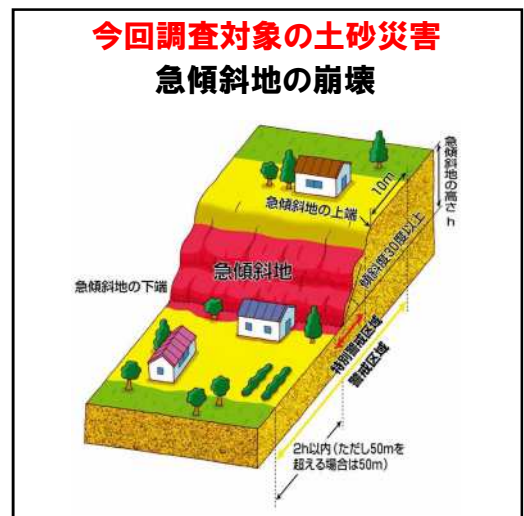
■調査会社

復建調査設計株式会社 東京支社 第一技術部
電話番号 050-9002-1758
担当者 栗原

■調査協力をお願い

この調査では調査員が公道等から目視で斜面の状況等を調査するとともに、必要に応じて、あなたの土地に立ち入り、斜面などの状態を確認する場合があります。その際は、調査員が直接訪問しまして主旨をご説明させていただきます。

なお、調査員は県西土木事務所が発行する身分証明書を携帯し、腕章を着用して、調査員であることを明確にします。



- ・土砂災害警戒区域等などの指定箇所は、[神奈川県土砂災害情報ポータル](#) [検索](#)
- ・土砂災害防止法の概要は、[神奈川県 土砂災害防止法](#) [検索](#) でお知らせしています。